

「本人を確認できる書類」について

窓口申請、郵便申請どちらの申請にも本人を確認できる書類が必要です。

- ・窓口申請では原本を提示してください。
- ・郵便申請では証明書のコピーを添付してください。

（現住所が裏面に記載されている場合は、裏面もコピーしてください。）

区分及び提示点数	証明書の種類
<p>【A類】 官公署の発行した顔写真付きの証明書</p> <p>※【A類】から1点を提示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・写真付き住民基本台帳カード ・旅券（パスポート） ・船員手帳 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・電気工事士免状 ・宅地建物取引主任者証 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 など
<p>【B類】 官公署の発行した顔写真のない証明書</p> <p>※【B類】から2点を提示 または、【B類】と【C類】から1点ずつ計2点を提示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・写真の貼付のない住民基本台帳カード ・国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険などの被保険者証 ・国民年金手帳 ・国民年金、厚生年金、船員保険などの年金証書 ・交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 など
<p>【C類】 官公署以外の機関の発行した、通常本人以外所持しないと考えられるもの</p> <p>※【B類】と【C類】から1点ずつ計2点を提示</p> <p>【C類】2点では身分証明書としてお取り扱いできません</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学生証、法人が発行した身分証明書 ・診察券 ・預金通帳 ・クレジットカード ・キャッシュカード など

- ・上記の証明書類が提示できない方は、税務課へお問い合わせください。
- ・弁護士、司法書士、土地家屋調査士等が職務上請求する場合は、申請書へ職印を押印の上、資格者証（補助者が申請する場合は補助者証）を提示してください。